

第5回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第39号 いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第40号 高規格救急自動車の購入について
- 第 3 議案第41号 消防ポンプ自動車（CD-I型）の購入について
- 第 4 国特予算議案第2号 令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 介特予算議案第2号 令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 後特予算議案第2号 令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める請願
- 第 8 議案第42号 いちき串木野市農村交流施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第43号 土地の売払いについて
- 第10 議案第44号 財産の無償譲渡について
- 第11 議案第45号 補償金返還請求の訴えの提起について
- 第12 予算議案第4号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）
- 第13 予算議案第5号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第1 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第14 議案第46号 令和3年度いちき串木野市一般会計決算認定について
- 第15 議案第47号 令和3年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について
- 第16 議案第48号 令和3年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について
- 第17 議案第49号 令和3年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について
- 第18 議案第50号 令和3年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第19 議案第51号 令和3年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について
- 第20 議案第52号 令和3年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について
- 第21 議案第53号 令和3年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について
- 第22 議案第54号 いちき串木野市教育委員会委員の任命について
- 第23 閉会中の継続審査について
- 第24 閉会中の継続調査について
- 第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第4号（9月20日）（火曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課	長	宮口吉次君
副市	長	出水喜三彦君	市来支所	長	橋口昭彦君
教育	長	相良一洋君	教育総務課	長	瀬川大君
総務課	長	山崎達治君	消防	長	谷口浩貴君
企画政策課	長	北山修君			

令和4年9月20日午前10時01分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これより本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告いたします。

監査委員から報告のあった7月分の例月出納検査の結果及び監査報告第2号並びに市長から報告のあった令和3年度いちき串木野市健全化判断比率について、及び令和3年度いちき串木野市資金不足比率についての写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第13

議案第39号～予算議案第5号一括上程

○議長（濱田 尚君） それでは、日程第1、議案第39号から日程第13、予算議案第5号までを一括して議題とします。

まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長福田清宏君登壇]

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案4件、請願1件、陳情1件及び継続審査の陳情2件の計11件であります。

去る9月8日に委員会を開催し、陳情1件及び継続審査の陳情2件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第39号いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、人事院規則の改正に準じ、育児休業などを取得しやすい環境を整備するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、育児・介護休業法の改正が令

和3年6月に行われ、出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業の取得回数の変更、個別周知・意向確認の義務付けのほか、非常勤職員の取得要件の緩和などが行われた。

この法律改正を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、育児休業の取得回数の変更がなされた。

今回の取得回数の変更に伴い、市職員の育児休業等に関する条例等の主な改正内容については、一つ、育児休業の取得手続の簡素化、二つ、周知事項・意向確認、勤務環境整備の措置、三つ、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業等の要件などである。また、この条例以外に妊娠・出産・育児等と仕事の両立に関わる整備として、不妊治療の特別休暇の創設のほか、職員の休暇や給与関係の規則改正を行うとのことであります。

審査の中で、対象の職員が休みを取りやすい体制を整備すべきではないかと質したところ、管理職を含め、制度そのものを理解し、積極的に声かけをするなど取得しやすい環境づくりに努めていきたいとの答弁であります。

その他、委員から非常によい条例改正なので、結果的に民間企業にもつながっていくように、市役所で積極的に利用してもらいたい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号高規格救急自動車の購入についてであります。

本案は、いちき串木野市消防本部の高規格救急自動車の購入について、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回の購入に当たり、去る7月27日に指名競争入札を行い、その結果、購入価格2,695万円で鹿児島市西千石町1番28号 鹿児島トヨタ自動車株式会社、代表取締役 市坪文夫を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことであります。

審査の中で、前回に比べて購入価格が安い理由は何かと質したところ、今までは救急資機材について、車両の更新と併せて一括更新していたが、今回は各医療機器の使用頻度を勘案し、仕様書を見直し、個別更新にしたとの答弁であります。

また審査の中で、救急自動車を更新するに当たって何か計画や更新の基準はあるのかと質したところ、走行距離が10万キロメートルまたは10年をめぐりに更新しようと計画しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号消防ポンプ自動車（CD—I型）の購入についてであります。

本案は、いちき串木野市消防団湊分団の消防ポンプ自動車の購入について、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回の購入に当たり、去る7月27日に指名競争入札を行い、その結果、購入価格2,387万円で鹿児島市松原町12番32号 鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役 尾曲昭二を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことであります。

審査の中で、走行距離が少ないことや財政が厳しい状況を考えればもっと長く使用すべきではないかと質したところ、これまで消防団のポンプ車の購入基準を20年としてきたが、今回は5年延ばして25年で更新している。今後は部品の調達等も考慮して更新していくとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,110万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億7,826万9,000円とするほか、第2条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

19款繰越金は、前年度繰越金5億5,175万4,000円

の追加であります。

21款市債6,820万円は、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、土地改良事業債、道路整備事業債の追加によるものであります。なお、今回の補正により令和4年度末の市債残高は180億3,391万6,000円の見込みとなり、そのうち59.2%が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項5目財産管理費の市債管理基金積立金4億円の計上は、地方財政法第7条の規定に基づき、令和3年度決算の実質収支額7億8,642万9,000円の2分の1以上の額を今回、市債管理基金に積み立てるものであります。なお、今回の補正により、今年度末の市債管理基金残高を19億1,105万1,000円と見込んでいるとのことであります。

3款民生費1項3目老人福祉費の認知症高齢者等見守り事業33万4,000円の計上は、位置情報アプリを活用して徘徊者の見守り体制を構築し、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを目指そうとするものであります。

説明によりますと、事業の周知及び専用アプリの普及については、徘徊見守りSOSネットワーク協議会の委員や構成員、市内の医療・介護施設職員、民生委員、在宅福祉アドバイザー、市職員にお願いするほか、出前講座や認知症サポーター養成講座等を通じて、広く市民に認知症の理解を深めてもらいながら、認知症の方に優しい地域づくりの一環として、アプリの登録を周知していきたいとのことあります。

審査の中で、登録手続は誰でもよいのかと質したところ、ケアマネジャー、御家族、民生委員あるいは近隣の方でも構わない。特に認知症という診断がなくても、そのおそれがあれば登録が可能となっており、現在、男性15人、女性29人の計44人が登録しているとの答弁であります。

同じく2項2目児童運営費の保育所等におけるICT化推進事業300万円の計上は、保育士等の業務の負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るICT等を活用した業

務システムの導入費用の一部を補助するものであります。

説明によりますと、補助額は1施設当たり75万円で、対象見込みは今回導入を予定している4園とのことであります。

委員の中から、保育士の方々の意識の向上を図った上でシステムの導入をしていただきたいとの意見が述べられたのであります。

9款消防費1項2目消防団費の消防団救助能力向上資機材緊急整備事業211万円の計上は、災害時における消防団の効率的な救助活動を図るため、トランシーバーとAEDを整備するものであります。

同じく3目の消防施設費の消防庁舎改修事業220万円の計上は、感染症流行時においても適切に業務が継続できるように、消防庁舎における感染防止対策のため、施設及び設備を整備・改修する実施設計を行うものであります。

次に、第2条地方債の補正は、今回の補正予算に伴い、過疎対策事業債をはじめ、四つの事業債の限度額を変更するものであります。

本案中、委員会付託分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,549万1,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費1項1目一般管理費の国保事業報告システム改修経費16万5,000円の計上は、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴うシステム改修費用であります。

8款諸支出金1項3目償還金の県支出金返還金596万7,000円は、令和3年度特定健康診査等負担金の精算に伴い、追加するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,424万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,348万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費1項1目一般管理費の介護保険システム改修費8万8,000円の計上は、臨時の介護報酬改定に対応するためのシステム改修費用であります。

7款諸支出金1項2目償還金の国庫・県支出金・支払基金交付金・一般会計繰入金返還金1億1,415万2,000円の追加は、令和3年度介護給付費等の精算に伴い、返還するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,286万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金234万4,000円の追加は、令和3年度会計の出納閉鎖期間中に徴収した令和3年度分の被保険者保険料等を広域連合へ納付するものであります。

3款諸支出金1項2目償還金の一般会計繰入金返還金3万円の計上は、令和3年度の一般会計からの事務費繰入金の精算に伴い、返還するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号地方財政の充実・強化を求める請願についてであります。

本件は、いちき串木野市別府3,672、上迫田守氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、地方公共団体は少子高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護などの社会保障制度の整備や環境対策、デジタル化への対応も求められてい

る。こうした地方への財源対応について、政府は2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応できるのか、大きな不安があることから、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう求めるものであります。

こうした観点から人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の確保を図ること。地域医療の確保、児童虐待防止など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分を含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むことなどについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第4号については、2常任委員長の報告に対する質疑を最終するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第39号いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第40号高規格救急自動車の購入について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第41号消防ポンプ自動車（CD-I型）の購入について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第2号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第2号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号地方財政の充実・強化を求める請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） おはようございます。報告いたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案4件、予算議案2件の計6件であります。

去る9月9日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第42号いちき串木野市農村交流施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、原子力災害対策特別措置法による原子力事業所災害対策支援拠点候補地として、九州電力株式会社に譲渡するため、荒川コミュニティ広場を廃止しようとするものであります。

審査の中で、広場は今後どのような使い方をされるのかと質したところ、管理については九州電力株式会社が行うが、地域住民はこれまでどおり公園として利用することは可能である。また、後方支援拠点として、プレハブ小屋2棟の設置とヘリポートの整備をしたいと聞いているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号土地の売払いについてであります。

本案は、荒川コミュニティ広場の土地を売り払うことについて、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、所在地はいちき串木野市荒川3,349番ほか26筆で面積は1万4,501平方メートル。売払い金額は3,108万7,256円、契約の相手方は九州電力株式会社で原子力事業所災害対策支援拠点候補地として使用することを条件としているとのことであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号財産の無償譲渡についてであります。

本案は、荒川コミュニティ広場の物件を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、譲渡物件はトイレと東屋で、譲渡の相手方は九州電力株式会社。トイレについては国庫補助金を活用し整備したものであるため、令和17年3月31日までトイレとして使用することが条件となっているとのことであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中、委員会付託分についてであります。

それでは、歳出の主なるものについて申し上げます。

5款労働費1項1目労働諸費は、雇用対策事業34万7,000円の計上であります。

説明によりますと、高校生などの地元就労支援を目的に市内企業PR活動を行うためのモニター機器購入経費で、財源は雇用対策寄附金30万で、さつま日置農協からの寄附金とのことでもあります。

審査の中で、具体的な活用方法を質したところ、基本的には串木野庁舎のロビーにモニターを設置し、市民や来庁者に向けて、いちき串木野商工会議所青年部が作成する市内企業への就労PR動画を流そうと考えている。また、高校生向けの企業説明会の際などにも活用したいとの答弁であります。

その他、委員から、先進地行政視察を行った岡山県津山市でも同様の取組があり、高校生が就職する側の視点で各企業を取材してPR動画を作ることで相当効果が出ているようなので、そういったことも検討したらどうかとの意見が述べられたのであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、かごしまの農業未来創造支援事業1,016万4,000円と新規就農者育成総合対策事業114万5,000円の計上であります。

説明によりますと、かごしまの農業未来創造支援事業は、農業の未来を担う新規就農者を確保・育成するため、就農後の機械・施設等の導入を支援するもので、49歳以下の認定新規就農者2名に対し補助する総事業費は1,481万4,800円で、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、農業者4分の1とのことでもあります。

審査の中で、2名の対象者はどのような作物に取り組んでいるのかと質したところ、1人は現在、レンコンを作られており、今後規模を拡大したいとのこと。もう1人は水稻栽培を中心に施設野菜や露地野菜などの取組を始めているとの答弁であります。

また、新規就農者育成総合対策事業は農業就業人

口が減少する中、認定新規就農者を確保・育成するもので、市の人・農地プランに位置づけされている認定新規就農者に対し、就農に向けた経営開業資金を月12.5万円、最大3年間支給するとのことでもあります。

同じく、5目畜産業費は、配合飼料価格高騰対策緊急支援事業130万円の計上であります。

説明によりますと、トウモロコシや大豆等の国際価格の上昇等に加え、原油価格の上昇や円安傾向を背景に国内の配合飼料価格が高騰している中、畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度における生産者積立金の一部を支援するものであります。

補助対象者は市内契約畜産農家29戸で、助成内容は生産者積立金1トン当たり600円のうち、3分の1の200円とのことでもあります。

同じく、6目農業施設維持費は、尻塞川水門改修事業2,800万円の追加であります。

説明によりますと、尻塞川水門改修事業は神村学園周辺地域の浸水対策として、水門横に余水吐きを新設するとのことでもあります。

審査の中で、尻塞川水門改修工事の具体的内容について質したところ、水門の横に縦2メートル、横5メートルの余水吐きを設定し、波打ち際まで約130メートルの水路を掘削していく。水路はコンクリートなどで固めないため、今後の維持管理は計画的な掘削作業を考えているとのことでもあります。

同じく、8目土地改良事業費は、農業農村整備事業負担金の水利施設整備事業500万円の計上で、川南排水機場ポンプ施設保全に係るゲート設備・建屋補修工事に係る負担金であります。

同じく、2項4目林道費は、林道費（維持補修費）435万円の追加で、林道中ノ平線等に係る側溝の補修や路肩の維持補修費であります。

7款商工費1項2目商工振興費は、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金1,014万6,000円の計上であります。

説明によりますと、令和4年1月27日から3月6日までの期間、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として、県の要請に応じ、営業時間短縮に協

力した飲食店に対して、県から支給された協力金のうち、市の負担分10分の1を計上するもので、対象店舗数は91店舗とのことであります。

8款土木費2項1目道路維持費は、道路維持費（工事費等）5,600万円の追加であります。

説明によりますと、予定路線は島平野元線等の舗装工事と戸崎線のほかの排水路工事及び旧国道線の電柱移転に伴う補償費などとのことであります。

委員の中から、袴田地区の旧国道線の交差点は危険な交差点の一つで、袴田の地域住民も改良を望んでいる。電柱移設や隅切りも対策の一つだが、根本的な改良を検討していただきたいとの意見が述べられたのであります。

同じく、3目交通安全施設事業費は、交通安全施設事業（工事費）600万円の追加で、山手線ほかの点滅信号撤去に伴う舗装打換などの工事費であります。

審査の中で、山手線の陣ヶ迫の交差点も非常に事故が多く、今回、点滅信号の撤去に至ったが、警察や公安委員会とどのような協議がなされたのかと質したところ、道路管理者と地元の代表の方々も一緒に立会いをして事故原因を調べたら、地形上、高いところに交差点があり、信号の見落としの事例もあった。一灯式信号は事故も多い傾向にあることから、一旦停止の規制に移行していく流れである。それについては、公安委員会が地元との協議を行い実施していくとの答弁であります。

同じく、3項1目河川維持費は、河川維持費615万円の追加で、オコン川等の護岸修繕や白浜川等の寄州除去に伴う費用であります。

同じく、6項1目住宅管理費は、住宅リフォーム事業補助金500万円の追加で、当初100件の申請を見込んでいたが、申請状況から年間150件の申請を見込んだ50件分の補助金であります。

10款教育費1項4目教育振興費は、教育支援センター情報機器整備事業150万円の計上であります。

説明によりますと、教育支援センターにおけるICT教育環境を整えるため、児童生徒用のタブレット端末15台及び電源キャビネットを整備し、現在、教育センターを利用している児童生徒がタブレット

端末を利用して、学習できる環境を整備することとあります。

審査の中で、この教育支援センターに整備されたタブレットを使って学校側とネットワークをつないで教育をするような計画があるのかと質したところ、当面は教科書準拠のデジタル教材ドリルを用いた学習や調べ学習等を考えている。支援員のICT機器活用の研修を進めていくことで、今後はオンライン授業も可能になるのではないかと考えているとの答弁であります。

同じく2項1目学校管理費は、小学校空調設備改修事業1,300万円の計上であります。

説明によりますと、小学校空調設備改修事業は平成11年度建設以来23年が経過し、経年劣化により故障した串木野小学校の図書室5台とパソコン室4台の埋込式の空調設備を取替え工事することとあります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号補償金返還請求の訴えの提起についてであります。

本案は、都心平江線道路改良事業における補償金返還請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、都心平江線道路改良事業における庭石等の移転に係る契約において、契約の相手方が土地所有者による立入りの条件等から移転を完了せず、債務不履行による前払金の返還に応じないことから補償金返還請求の訴えを提起するものであります。

なお、契約の相手方とは令和2年6月29日に移転期限を令和3年3月31日として契約を結び、併せて、庭石等を移転する際に、土地の立入りの条件など土地所有者との協議に考慮して、移転期限延長の覚書を締結しているとの説明であります。

審査の中で、このような案件がなぜ今回、突然、提案されたのか。6月の時点で分かっていたはずなのに、なぜ議会にその経過報告はされなかったのかと質したところ、契約の移転期限は令和3年3月31

日までとしていたが、その後、予算上の繰越手続を経て1年間延ばした期限が令和4年3月31日までと考えていた。その後、契約の相手方へ補償金返還請求の文書を送付し、8月13日に直接面接も行ったが、本人に返還の意思がないということが確認されたため、今回、9月議会に提案させていただいた。非常に大きな物事であることから、報告をしながら進めていくべきであった。今後、気を付けるとの答弁であります。

また、覚書には移転期日が明記されていないので、期限についてはお互いに認識の違いがあるのではないかと質したところ、訴訟になれば移転期日が争点の一つになるのではとの見解もあるが、社会通念上、一切の期限がない覚書という想定はしにくい。市としては、繰越予算の執行期限である令和4年3月31日を一つの区切りとして考えているとの答弁であります。

また、しっかり政治判断をして、裁判や収用手続等々をしながら前に進まないで解決のめどがつかないのではと質したところ、公共工事を実施するには適正な補償基準を使って進めることが公平性を踏まえる上でも基本と思っている。このような状況を前に進めるためにも、収用や裁判を早期に判断し、前に進めていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

8款土木費1項1目土木総務費の都心平江線に係る訴訟経費70万円は、都心平江線に係る訴訟のための顧問弁護士委託料の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

まず、議案第42号いちき串木野市農村交流施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号土地の売払いについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第44号財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第45号補償金返還請求の訴えの提起について、大六野一美議員の発言を許します。

○9番（大六野一美君） 私は議案第45号補償金返還請求の訴えの提起について、反対の立場で討論をいたします。

この問題は平江橋が完成してから2年になろうと

しているにも関わらず、橋梁取付部の地権者との折り合いがつかず、補償金の一部支払い済みの384万円を返還を求めるといった内容であります。

評価額と提示額に大きく差異があり、収用委員会に提起するには評価額でないと適用されないであろうという思いから今回提案されたものであります。

父親との交渉は100回以上重ねたと聞いておりますけれども、なぜこういう状況になったのかも含め精査する必要があります。

まず第一に、平江橋を建設するに当たり橋梁部前後の地権者の交渉が完全に済んでいない中、見切り発車したところに大きな問題があると想定をいたします。この問題では親子で裁判をするなど、家庭内での亀裂も発生をしているようであります。

いずれにしましても、まずどこに大きな問題があったのか。しっかりと過去のプロセスを含めて精査をする必要があるという思いと、二元代表制の一翼を担う1人の議員としてこのまま見逃すことはできないという思いで反対討論をいたしております。

息子さんとは提示額が評価額と違うといえども、行政が提示をした額で本人は納得をしているわけですから、それを期限が云々ということで返還請求するという道理は我々の民間感覚からして当然、理解し得ない大きな見解の相違を感じます。

そういう意味で私はこの案件はもう一回引き戻して、しっかりと協議をする必要があるという思いをいたしておりますので、反対をいたすわけですが、これから収用委員会やあるいはその後のこと等々を考えると、いろんなことが想定をされます。その責任については、当然、現執行部でしっかりと対応できるように、責任を持って前へ進めていくということこそが彼らの責任であるという思いを伝えて、反対討論といたします。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） ほかに討論なしと認め、起立採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 尚君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、保留いたしておりました予算議案第4号について、討論・採決に入ります。

予算議案第4号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、予算議案第5号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。議員全員協議会を開きますので、議員の方々は議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時03分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま総務厚生委員長から、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第3号

○議長（濱田 尚君） 追加日程第1、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

総務厚生委員長に趣旨説明を求めます。

〔総務厚生委員長福田清宏君登壇〕

○総務厚生委員長（福田清宏君） ただいま議題とされました意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

いま、地方公共団体は急激な少子高齢化の進展に伴う子育てや医療・介護など社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策や脱酸素化を目指した環境対策、行政のデジタル化推進、新型コロナウイルスや近年多発している大規模災害への対応など、極めて多岐にわたる役割が求められており、これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが重要な課題であります。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の確

保を図ること。

2、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これら分野の人材確保のための自治体の取組を支える財源措置を講じること。

3、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所の体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対策事業、さらには地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を図ること。

4、自治体情報システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じる行政需要についても、人材・財源も含めた対応を行うこと。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、引き続き同規模の財源確保はもとより、拡充を含めて検討すること。

6、2020年度から始まった会計年度任用職員制度においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行い、財政需要を十分に満たすこと。

7、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。なお、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍対策として実施された固定資産税の軽減措置については、地方の財政運営の予見性を損なうことから、2022年度をもって終了し、今後、税制度の変更等を検討する際は地方団体の意見を考慮し、慎重に行うこと。

8、特別交付税の配分に当たり、諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大するよう、その譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応や小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14～日程第21

議案第46号～議案第53号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第14、議案第46号及び日程第21、議案第53号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました決算認定議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度一般会計及び特別会計の決算については、先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、監査委員の審査に付し、地方自治法第233条

第3項の規定に基づき、議会の認定を得るため提案するものであります。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に経済の回復が遅れる中、輸入資源価格高騰や人口減少・少子高齢化の加速、災害の頻発化・激甚化など、多くの難局が押し寄せる厳しい状況にありました。

そのため、国は生活と経済を守るため、経済社会構造を変化に対して、より強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を掲げ、成長と分配の好循環を実現し、経済を自律的な成長軌道に乗せようとしているところであります。

また、「経済あつての財政」の考え方の下、経済再生による財政健全化に取り組み、持続可能な経済財政運営を行うとしております。

本市においても、今後の経済社会を見据えた地方創生の推進により個性と活力ある地域経済に再生し、次世代に持続可能な財政基盤を引き渡していくため、行財政改革を進めつつ、重点的・効率的に施策を推進してまいりました。

令和3年度の本市の主要事業としましては、新型コロナウイルス感染症から市民の健康や生活、地域経済・雇用を守るため、ワクチン接種の推進や職場、学校、飲食店等における感染拡大防止品の整備のほか、子育て世帯や住民税非課税世帯に対する給付金の給付、2回のプレミアム付商品券発行による事業継続支援、SNSを活用したクーポン発行、緊急支援金の給付など各種事業を実施し、安心して暮らせるまちづくりに取り組みました。

また、新工業団地の適地候補地の選定、サテライトオフィスの整備などにより、産業基盤の整備及び新しい働き方の創出に取り組んだほか、防災対策として、近年頻発するゲリラ豪雨に対応するための雨水管理対策に取り組み、併せて、はしご付自動車の更新など、消防施設の充実を図ったところであります。

少子化対策・子育て支援の事業としては、子育て支援センター等を中心として、子育て情報の発信や切れ目ない支援策の実施、GIGAスクール構想に基づく公立小・中学校への電子黒板の整備など、教

育環境の充実にも努めました。

さらに、マイナンバーカード取得の推進や各種証明書などのコンビニ交付開始など、行政手続のデジタル化や住宅リフォーム事業補助金など、市民生活の各面にわたる事業を実施したほか、企業誘致、ふるさと納税推進を図り、おおむね所期の成果を収めた上で令和3年度全ての会計において収支の均衡を保つことができました。

本市の財政は今後も厳しい状況が見込まれます。人口減少、少子高齢化、輸入資源価格高騰等による影響を受けつつも、市民の質的満足度を高め、ポストコロナの経済社会に的確に対応していく必要があります。戦略的な取組が求められております。

また、今後の財政運営に当たりましては、これまで以上に事業の選択と集中に取り組むとともに、社会変革を的確に捉え、国・県の動向等を見極めながら、官民一体となって対応する必要があります。

市民の皆様への行政サービスを安定的に提供していくため、引き続き行財政改革を進め、持続可能な自治体として健全財政を堅持していく考えであります。

今後とも市議会並びに市民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

それでは、各会計の決算状況について説明を申し上げます。

まず、議案第46号令和3年度いちき串木野市一般会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額188億2,833万2,664円、支出済額180億165万7,213円で、歳入歳出差引額は8億2,667万5,451円となりますが、繰越明許費繰越額を差し引きますと、実質収支額は7億8,642万9,451円となります。

令和3年度の歳入決算額は予算現額に対し、10億8,147万4,336円の減、前年度と比較すると13.4%の減で、国庫支出金、寄附金、市債が大幅な減となっております。

歳出では5億5,378万円を翌年度に繰り越して、13億5,436万9,787円の不用額が生じ、歳出決算額は前年度と比較すると14.3%の減であります。

性質別の増減を見ますと、義務的経費は住民税非

課税世帯等に対する臨時特別給付金等新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計への支援等に伴い、扶助費が増となり、公債費も増となっております。投資的経費の普通建設事業費は、麓土地区画整理事業や市役所庁舎改修事業の終了等に伴い、補助費等は特別定額給付金の終了に伴い、それぞれ減となっております。

次に、議案第47号令和3年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額41億7,288万7,333円、支出済額40億6,817万549円で、歳入歳出差引額は1億471万6,784円となります。

令和3年度は引き続き、生活習慣病重症化予防対策や地区単位で受診率向上を目指す健康づくり事業を行うなど、保健事業に重点的に取り組み、医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の収納率向上に努めております。

次に、議案第48号令和3年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額、支出済額ともに7万7,660円で歳入歳出同額であります。市場の卸売業者である串木野青果株式会社につきましては、令和4年6月30日をもって事業を廃止されており、現在、今後の施設の活用方法等について検討しているところであります。

次に、議案第49号令和3年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額37億5,375万8,479円、支出済額35億7,629万7,041円で、歳入歳出差引額は1億7,746万1,438円となります。

令和3年度は引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業として、高齢者元気度アップポイント事業及びころぼん体操などを行うとともに、在宅医療・介護の連携推進や生活支援コーディネーターの配置など、地域包括ケアシステムの構築を図る取組を実施しております。

次に、議案第50号令和3年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額4億7,858万2,668円、

支出済額 4 億 7,620 万 7,222 円で、歳入歳出差引額は 237 万 5,446 円となります。

次に、企業会計の決算について説明を申し上げます。

まず、議案第 51 号令和 3 年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分についてであります。

決算により生じた剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度分純利益 4,635 万 5,044 円を減債積立金に積み立てるものであります。

次に、決算認定について説明を申し上げます。

企業の決算につきましては、監査委員の審査に付し、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を得るため、提案するものであります。

議案第 52 号令和 3 年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について申し上げます。

水道事業会計の収支状況は、収益的収支において、収益的収入額 6 億 4,599 万 3,776 円、収益的支出額 5 億 9,963 万 8,732 円、収支差引 4,635 万 5,044 円の当年度純利益を生じております。

資本的収支は、資本的収入額 2 億 3,945 万 3,870 円、資本的支出額 5 億 5,301 万 2,854 円で、収支差引 3 億 1,355 万 8,984 円の収入不足となり、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金をもって補填しました。

令和 3 年度は住吉町、中組地区等の配水管布設替工事、耐震化事業などを実施しております。

次に、議案第 53 号令和 3 年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について申し上げます。

下水道事業会計の収支状況は、収益的収支において、収益的収入額 5 億 6,874 万 7,180 円、収益的支出額 5 億 4,498 万 7,334 円、収支差引 2,375 万 9,846 円の当年度純利益を生じております。

資本的収支は、資本的収入額 2 億 5,676 万 2,498 円、資本的支出額 4 億 3,062 万 4,256 円で、収支差引 1 億 7,386 万 1,758 円の収入不足となり、この不足額は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに

過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填しました。

令和 3 年度は串木野クリーンセンターの汚泥処理施設改良工事やストックマネジメント計画の調査業務委託などを実施しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、認定及び議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

まず、議案第 46 号令和 3 年度いちき串木野市一般会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 47 号令和 3 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 48 号令和 3 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 49 号令和 3 年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 50 号令和 3 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 51 号令和 3 年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 52 号令和 3 年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号令和3年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案第46号から議案第53号までの議案8件については、議長及び竹之内勉監査委員を除く議員14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第53号までの議案8件については、議長及び竹之内勉監査委員を除く議員14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。議員の皆様は議員控室にお入りください。執行部の皆様はしばらく議場内でお待ちください。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時42分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、決算審査特別委員会委員長に松崎幹夫議員が、副委員長に中里純人議員が選任されましたので、報告いたします。

△日程第22 議案第54号

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第22、議案第54号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号いちき串木野市教育委員会委員の任命についてであります。

本市の教育委員会委員に國料修兵氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

國料修兵氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ適任と認め、任命しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、同意していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

議案第54号いちき串木野市教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

○7番（田中和矢君） お尋ねいたします。

我が市では人口減少、少子高齢化に加え、昨年度の出生数が約110人と、五、六年後の小学1年生の数等などから小・中学校の統廃合、義務教育学校、小中一貫校などの十分な議論、検討を真剣にやるべきであると思えます。

したがいまして、非常に教育委員会が大事な役目を担っております。

本年1月1日に就任されました出水喜三彦副市長は、「今後、我が市は賢く変化していくことがまちの未来を左右する」と挨拶されております。

この教育委員の選任に当たり、市長が推挙され、任命したいとされている國料修兵氏の履歴を見ますと、確かに様々な経験もおありでしょうが、教育関係の経験をお持ちかなと若干心配する面もあります。

それともう1点は、現在、教育委員をなさっている方々が72歳、71歳。それで30ぐらい下がって、42歳、この方は女性だそうです。今回の國料修兵さんが41歳ということで、もう少し年齢の配慮はできなかったのかなということと、女性の起用とか、そういったものはできなかったのかなというようなことも考えます。

市長が教育委員に推挙され、適任だと考えられる理由や根拠をもう少し丁寧に詳しく説明していただけないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○市長（中屋謙治君） 提案をいたしております國料修兵さんの履歴概要についてはお手元にお配りしているとおりでございます。昭和56年生まれ、現在41歳という若さでございます。

数々の公職歴を記載いたしております。これまで数々の公職を歴任されておられますが、様々な面において、國料さん自身が自分なりの意見や考えを持って、そして、熱心に積極的に取り組まれるという方だと思っております。特に教育分野に関しては、高い関心を持ちの方と伺っております。

履歴にありますように、串木野青年会議所時代におきましては青少年委員長という職を歴任され、そのときに障がい者・健常者の連携、それから理解促進というものを図るべきだ。その具体的な取組として、市内の各小学校と養護学校、鹿児島聾学校、社会福祉協議会などその目的を達成するため、交流キャンプ事業に取り組まれた。

繰り返しになりますが、何事にも自分なりの考え、意見というものを持って、熱心に積極的に取り組まれるということを今回の教育委員として適任ということで提案をいたしているものでございます。

○7番（田中和矢君） あと2点。年齢的なことと男女の比率をお尋ねしたんですが、そのことにも少し触れていただけないでしょうか。

○市長（中屋謙治君） どういった趣旨で年齢を御質問かよく理解いたしません、現在の教育委員は4名のうち、男性2名、それから女性2名ということで、そういった意味では男女の比率、特に偏っているということではないかと思っております。

それともう1点、年齢のことでございますが、議員もおっしゃいましたように、これから大きな変革、大きな改革が必要であろうと思っております。そういった意味では、若い方々の、現在、子育てをされてる方、こういった方の御意見というのを十分尊重しながら取り組んでいくべきということをお願いしたような次第でございます。

○7番（田中和矢君） 分かりました。

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認め、質

疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第54号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第54号いちき串木野市教育委員会委員の任命について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（濱田 尚君） ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（濱田 尚君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。投票中、賛否の表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 西 田 憲 智 議員

- 2番 田 畑 和 彦 議員
- 3番 高 木 章 次 議員
- 4番 江 口 祥 子 議員
- 5番 吉 留 良 三 議員
- 6番 松 崎 幹 夫 議員
- 7番 田 中 和 矢 議員
- 8番 中 村 敏 彦 議員
- 9番 大六野 一 美 議員
- 10番 東 育 代 議員
- 11番 中 里 純 人 議員
- 12番 竹之内 勉 議員
- 13番 下迫田 良 信 議員
- 14番 原 口 政 敏 議員
- 15番 福 田 清 宏 議員

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に下迫田良信議員、原口政敏議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（濱田 尚君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 12票

反対 3票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第23、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第24、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第25 議員派遣について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（濱田 尚君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 9月議会閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

一昨日、襲来いたしました台風14号は非常に強い勢力を持ち、気象庁では過去に例がない危険な台風として特別警報を発出し、最大限の注意が呼びかけられた台風でありました。各地で大きな被害が発生

しているようではありますが、幸い本市においては、今のところ、倒木被害や停電等の影響はあったものの大きな被害は確認されておりません。

被害に遭われました地域の皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、去る8月29日に開会されました市議会定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

現在、新型コロナウイルスの感染者は減少傾向にあるものの、依然として収束の見通しの立たない状況が続いており、一方で食料、原油、エネルギー、資材など、様々な物価が高騰しており、今後も予断を許さない状況にあります。

本市においては、まず予算議決いただきました畜産農家への支援策を急ぐとともに、今後、国が実施予定としている低所得者への緊急支援事業をはじめ、国、県などの各種経済対策と連動しながら、市内経済の活性化、市民生活の向上に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

また、一般質問においては不登校問題の難しさ、急速に進む少子化、人口減少への対応の在り方、さらには小・中学校再編計画への取組などについて集中議論がありました。これらは様々な要因が絡み、複雑で難しい問題ではありますが、本市においては、よその町を超える深刻な状況にあると捉えており、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の声を大切にしながら、スピード感を持ってあらゆる方策を検討し、その取組を急ぐことといたしております。

議員各位の大所高所からの一層の御指導、御助言を賜りますとともに、市民の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和4年第5回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時05分

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出いたします。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の確保を図ること。
2. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これら分野の人材確保のための自治体の取組を支える財源措置を講じること。
3. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所の体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対策事業、さらには地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を図ること。
4. 自治体情報システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じる行政需要についても人材・財源を含めた対応を行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、引き続き同規模の財源確保はもとより、拡充を含めて検討すること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行い、財政需要を十分に満たすこと。
7. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。なお、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍対策として実施された固定資産税の軽減措置については、地方の財政運営の予見性を損なうことから、2022年度をもって終了し、今後、税制度の変更等を検討する際は、地方団体の意見を考慮し慎重に行うこと。

8. 特別交付税の配分に当たり、諸手当の支給水準が、国の基準を超えている自治体に対する減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応や小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第3号 小原台地高台付近における新たな避難場所の整備に関する陳情
陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情
陳情第2号 川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和4年9月20日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和4年9月20日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和4年9月20日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会
 - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
 - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
 - (3) 派遣期間 令和4年11月17日
 - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員